

朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金制度

地域経済対策の一環として、市民の方がみずから住んでいる持ち家のリフォーム工事を市内の施工業者で実施する場合に、その工事費の一部を補助します。



申込及び問合せ先

朝霞市市民環境部産業振興課産業労働係（5階56番窓口）

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

TEL 048 (463) 1903 (直通)

FAX 048 (467) 0770

E-mail sangyo_sinko@city.asaka.lg.jp

申請できる人

- ①朝霞市に居住し住民登録している市民
- ②リフォームを行う建物の所有者
- ③申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税、その他の市の貸付金の滞納がないこと

対象となる物件

- ① 自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅に限る）
※申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外となります。
- ② マンションの場合は専有部分のみ対象
- ③ 店舗兼用住宅などについては、住居部分の面積按分で算出

対象となる工事

個人住宅のリフォーム（改良・改善・増築）工事

～例えば、このような工事が対象となります～

- ・外壁や屋根の塗装
- ・台所やトイレのリフォーム
- ・風呂場や洗面所のリフォーム
- ・室内のフローリングや壁紙の張り替え
- ・二重窓の設置工事

※門や塀などの構築物や駐車場、庭園等の工事、テラスや縁側の新設、機械・家電類の取り付け・交換工事、ハウスクリーニング、シロアリ駆除などは対象外となります。

※工事開始後に追加となった工事や工事中、工事完了後の申請は補助金の対象となりませんのでご注意ください！

ご利用の条件

- ①市内に事業所を有し、市内で営業している業者で施工すること
- ②工事期間が5月1日以降に着工し、当該年度末日までに完了すること
- ③工事完了後1か月以内、または平成30年3月30日（金）までのいずれか早い日に完了報告書等を提出すること
- ④対象工事費が消費税込みで10万円以上であること
- ⑤補助の申請は年度内に1回限りとなります（住宅において1回）
- ⑥過去にこの補助金を利用したことがある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること（共有名義の住宅で、前回と申請者が異なる場合でも5年を経過している必要があります。）ただし、平成27年度に朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金（地域消費喚起型）の交付を受けた方は、別途ご相談ください。
- ⑦市、県、国で実施している同様の補助金の交付や工事に対する介護保険給付を受けてないこと。

補助金額

対象工事費（消費税込み）の5% 最高限度額5万円

（ただし百円未満は切り捨て）

※リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低いほうの金額で最終的な補助金額を計算します。

申請受付期間

工事着工予定日の1か月前（閉庁日の場合はその次の開庁日）から1週間前（閉庁日の場合はその前の開庁日）まで

工事期間は平成29年5月1日（月）から平成30年3月30日（金）までのものとなります。

※閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

注意事項

- ① 申請は、原則として申請者本人が行ってください。業者等の代理申請の場合は委任状が必要です。
- ② 補助金内定額が当該年度の当初予算額に達した時点で、申請を締め切ります。 予算の残額については、産業振興課までお問い合わせください。

申込みから補助金交付まで

(申請受付期間は工事着工予定日の1か月前から1週間前です)

補助金の申請

提出いただいた書類は返却できません。

申請書及び添付書類を揃えて産業振興課に提出してください。

- ①朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書
(産業振興課または市ホームページから申請用紙を取得)
- ②家屋課税台帳登録証明書(2階23番 課税課、各支所・出張所)
または建物登記簿謄本(さいたま地方法務局志木出張所)
(発行には手数料がかかります)
(写しでも可、発行から3か月以内のもの)
- ③リフォーム工事図面(建物見取図など。外壁工事の場合は不要)
- ④リフォーム工事費見積書の写し(申請者宛てに朝霞市内の施工業者が発行したもの)※施工業者の住所は朝霞市に限ります。
- ⑤工事箇所全ての工事前の写真
- ⑥増築をした場合は、建築基準法に基づく届出書の写し
※委任状(施工業者が申請等をする場合に必要です)

補助金額の内定

見積書をもとに補助金内定額を算出し、次の書類を送付します

- ①個人住宅リフォーム資金補助金交付内定通知書
- ②個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書(白紙)
- ③アンケート(白紙)

工事完了の届出

リフォーム工事の完了後1か月以内または平成30年3月30日(金)までのいずれか早い日までに、次の書類を揃えて産業振興課に提出してください。

- ①個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書
- ②工事箇所全ての工事完了後の写真
(申請時に提出した写真と同じ角度で撮影)
- ③リフォーム実施会社からの領収書の写し
(申請者宛てに朝霞市内の施工業者が発行したもの)
※銀行振込やローンによる支払いなどで領収書がない場合は、振込明細書やローン返済予定表の写しの他に請求書を提出してください。
- ④アンケート

補助金の決定

申請時の書類と完了届を比較し、補助金額を決定し、次の書類を送付します(必要に応じて現地調査を実施します)。

- ①個人住宅リフォーム資金補助金交付決定通知
- ②個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書(白紙)
(振込先は、申請者本人名義の口座)
※リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の金額を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を計算します。

振込口座の届出

個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書を産業振興課に提出してください。

補助金の交付

交付請求書に記入された口座に振り込みます。
(振込みまで2週間程度要することがあります)